

2016年11月1日
一般社団法人日本歯科麻酔学会
理事長 一戸達也

「歯科医師の医科麻酔科研修ガイドライン」の遵守について

歯科医師の医科麻酔科研修の実施に際しては、「歯科医師の医科麻酔科研修ガイドライン」の定めに従い、書面による申請手続きを行った後にインターネットでの登録を行う必要があります。また、全身麻酔の実施に当たっては、症例ごとに患者本人または代諾者からの同意書の取得が必要です。

先般、ある日本麻酔科学会認定病院において、歯科医師が医科麻酔科研修に加わることは同意書に記載されているものの、個別の症例ごとには同意を得ず（いわゆる包括同意）に麻酔業務を行っている事例のあることが日本麻酔科学会のホームページで報告され、ガイドラインの遵守について注意喚起がなされています。

本学会の会員各位におかれましては、歯科医師の医科麻酔科研修を実施する際には、「歯科医師の医科麻酔科研修ガイドライン」を遵守し、適正な研修を実施していただきますようお願いいたします。